

京都市会基本条例の一部を改正する条例（令和7年8月15日京都市条例第 5 号）（市会事務局調査課）

京都市会基本条例を次のとおり改正することとしました。

- 1 市会の議決に付すべき事件に、京都基本構想の策定、変更又は廃止を加えます。
- 2 市会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、京都基本構想の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることとします。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市会基本条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年8月15日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 5 号

京都市会基本条例の一部を改正する条例

京都市会基本条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号を次のように改める。

(1) 京都基本構想の策定、変更又は廃止

第18条第2項を次のように改める。

2 市会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、前項第1号に規定する京都基本構想の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

第18条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の京都市会基本条例第18条第1項第1号に規定する基本計画に係る同条第2項による報告については、なお従前の例による。

(市会事務局調査課)